

ホット使用施設等における化学分析及び設備管理の支援に係る労働者派遣契約  
仕様書

## 1. 目的

本仕様書は、原子力規制庁受託事業（令和8年度原子力施設等防災対策等委託費（東京電力福島第一原子力発電所プラント内核種移行に関する調査）事業）において、ホット使用施設等において実施する化学分析及び設備管理の業務支援に従事する労働者の派遣について定めたものである。

## 2. 業務内容

### (1) ホット使用施設における共用分析機器の管理及び化学分析に関する支援業務

- ①ホット使用施設における化学分析、放射能測定及び関連する技術開発業務に関する支援業務
- ②本項の業務関連する分析設備及び機器の管理に関する支援業務

### (2) 関連業務

- ①上記(1)の業務に関連する品質保証、保安管理及び物品管理に関する業務
- ②上記(1)及び本項の業務に関連する記録類の作成及び保管に関する業務

### (3) 作業担当者としての業務

上記(1)の業務を担当し、作業における管理及び監督を行う。

## 3. 派遣労働者の要件等

本仕様書に定める業務に従事する派遣労働者は、以下の要件を満たすものとする。

### (1) 派遣労働者の基本的要件

システム等の基本的操作が可能で、これらのパソコンソフトを活用して事務処理ができる者とする。

- ① Microsoft word、Excel、PowerPointにより書類作成及び印刷等の操作ができること。
- ② Microsoft Edge等のブラウザソフトにより業務に必要な情報を入手できる。
- ③ Microsoft Outlook等のメールソフトの基本操作ができ、業務上必要な連絡を円滑に行うことができる。
- ④ Adobe AcrobatによりPDFファイルの編集及び印刷等の操作ができる。

### (2) 技術的要件

派遣労働者は、以下の要件を満たしていること。

- ・放射線業務従事者であること。
- ・原子力関連施設において、分析機器の整備及び保守に係る業務経験を有すること。
- ・放射性物質を含む化学分析及び放射能測定に係る業務経験を3年以上有すること。
- ・業務で使用する各種分析装置(ICP質量分析装置、ICP発光分光分析装置、液体シンチレーションカウンタ)の測定原理を理解し、豊富な取扱い経験を有していること。
- ・原子力関連施設において、品質保証、保安管理及び物品管理の業務経験を有していること。

### (3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・各種の分析装置 (ICP質量分析装置等) を用いた元素分析及び前処理としての分離操作並びに関連する調査または試験等に関する職務上の問題点を、複数の専門的知識に照らして、分析し、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できること。
- ・業務に関して指示された作業を把握し、問題なく対応できること。また、指示された

作業の計画作成を的確に行えること。

- ・個人の信頼性確認制度の審査に合格し、防護区分 I 施設の常時立入者に指定できる。

(4) 派遣労働者の条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

(5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし。

4. 組織単位

原子力科学研究所 研究基盤技術部 B E C K Y 技術課

5. 就業場所

(住所) 〒319-1195 茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

日本原子力研究開発機構（原子力科学研究所・研究基盤技術部・B E C K Y 技術課）

TEL : 029-282-6674

- ・燃料サイクル安全工学研究施設 (N U C E F)

- ・第4研究棟

その他、指揮命令者と事前に協議して定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 研究基盤技術部 B E C K Y 技術課長

TEL : 029-282-6674

7. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 9時から17時30分まで

(2) 休憩時間 12時から13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。

なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 プロモーション・オフィス 労務課

副主幹 兼 原子力科学研究所 人材開発部

11. 派遣人員

1名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 支給品、貸与品等

(1) 支給品（無償）

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| ① ホット使用施設等での化学分析等の業務に必要な光熱水等 | 一式 |
| ② 補修用部品、交換用部品、予備品等           | 一式 |
| ③ 薬品、油脂、その他消耗品               | 一式 |
| ④ 記録用紙、機構が指定する業務報告及び諸届出等の用紙類 | 一式 |
| ⑤ 放射線防護器材                    | 一式 |

(2) 貸与品（無償）

- |                     |    |
|---------------------|----|
| ① 什器類               | 一式 |
| ② 測定器及び工具類          | 一式 |
| ③ 基本線量計             | 一式 |
| ④ 解錠用磁気カード          | 一式 |
| ⑤ 参考図書、マニュアル、資料等    | 一式 |
| ⑥ 控室（NUCLE管理棟居室の一部） | 一式 |
| ⑦ パソコン              | 一式 |

14. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

(1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）

(2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）

(3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）

(4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）

(5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更後速やかに）

※届出日付又は取得日付を含む。

(6) 個人の信頼性確認に必要な個人情報※〔自己申告書（機構が定める様式用紙）及び原子力規制委員会告示第一号（平成31年3月1日）に示す公的機関証明書類等（運転免許証の写し、住民票記載事項証明書の原本、パスポートの写し（必要に応じて）、身分証明書の原本、その他必要な公的証明書類等の原本または写し）より必要に応じて選定し、自己申告書に添付すること〕

(7) その他必要となる書類

15. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

16. 特記事項

(1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。

(2) 原子力規制委員会規則第一号（平成31年3月1日）に基づき、区分I及び区分IIの防

護区域等への常時立入のための証明書の発行又は秘密情報取扱者の指定を受けようとする者については、あらかじめ、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて原子力機構が確認を行うため、これに伴い必要となる個人情報の提出（原子力規制委員会告示第一号（平成31年3月1日））に指定された公的証明書※の取得及び提出を含む）、適正検査、面接の受検等に協力すること。また、受検の結果、妨害破壊行為等を行うおそれがある又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあると判断された場合、区分I及び区分IIの防護区域等への常時立入のための証明書の発行及び核物質防護に係る秘密情報取扱者の指定を受けることはできない。

※居住している地域を管轄する地方公共団体が発行する住民票記載事項証明書及び身分証明書またはこれに準ずる書類（原子力機構が薬物検査及びアルコール検査を実施するため医師の診断書は不要（不合格となった場合を除く））

以上